

# 安定した病院経営のため 病院改革プランを定めました 公立小野町地方総合病院

## 改革プラン作成の背景

近年、多くの公立病院では経営状況が悪化し、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や地域への医療提供体制の維持が困難な状況となっております。

この様な背景のもと、国は公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには抜本的な改革が必要であるとして、全国の自治体病院に対し「公立病院改革プラン」の策定を求めることとなりました。

公立小野町地方総合病院でも全国の自治体病院と同様に常勤医師の減少等により病院収入が落ち込むなど厳しい経営状況が続き、緊急に経営改善を図るための抜本的な改革が必要な状況となっております。

このため、安定した病院経営の継続や質の高い地域医療確保のため公立小野町地方総合病院改革プランを策定し、必要とする具体的な病院改革について定め、計画的かつ迅速に実行していくこととしました。

## 公立病院の役割と今後のあるべき姿

本病院が公立病院として果たしていくべき役割は、入院機能



を生かし、高度・先進医療を担う大規模病院と自宅または各種老人福祉施設等をつなぐ架け橋的な役割としています。

また、地域にあまりない診療科目(眼科、耳鼻咽喉科、小児科、整形外科、透視医療など)、介護サービ事業所や市町村等との連携による高齢者福祉、予防医療の充実です。

今後、これら各種サービスが病院の健全運営のもと提供できるように、経営の改善を図っていきます。

## 国民年金コーナー

### こんな時には、こんな手続きを

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。届出を忘れると、将来受ける年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。

表に記載してあるようなときは、届出が必要です。忘れずに届出をしましょう。届出が必要になった方は、

### ◆問い合わせ

郡山社会保険事務所

☎024-93213480

町民生活課

☎72-6933

### 国民年金加入者の方

こんなとき	届出先	必要なもの
20歳になったとき(※厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く)	市区町村	印かん
厚生年金・共済組合に加入したとき	勤務先	本人・配偶者の年金手帳、印かん
厚生年金・共済組合の加入をやめたとき	市区町村	本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類、印かん
配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき(※離別や死別をしたときや収入が増えたとき)	市区町村	年金手帳、扶養からはずれた年月日が分かる書類、印かん
住所、氏名が変わったとき	市区町村	年金手帳、印かん
第1号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
第2号、第3号被保険者	勤務先	基礎年金番号が分かる書類、身分証明書(※本人以外の方が届ける場合は委任状)
年金手帳がなくなってしまったとき	市区町村 勤務先 社会保険事務所	

### 年金を受けている方

こんなとき	提出書類	こんなとき	提出書類
誕生月がきたとき	年金受給権者現況届等※	年金の受け取り先を変えるとき	年金受給権者支払機関変更届
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	年金を受けている人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届
住所を変えたとき	年金受給権者住所変更届	年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書

※次の届の提出が必要な場合以外は、原則として「現況届」の提出は不要となります。

1. 住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行えない方は、「現況届」
2. 加給年金を受けられている場合は「生計維持確認届」
3. 障がいの程度の確認のために「診断書」

●提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の方々へ送付されます。